

審査会提出資料

(諮問第 43 号)

1	情報公開制度への手数料の導入について	1
---	--------------------	---

26 春総第 791 号
平成 26 年 12 月 12 日

春日井市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 近 藤 真 様

春日井市長 伊 藤 太

春日井市情報公開制度の運営に関する重要事項の諮問に係る追加
資料について（提出）

平成 26 年 10 月 27 日付け 26 春総第 614 号で貴審査会に諮問したことについ
て、別紙のとおり追加資料を提出します。

（連絡先） 春日井市総務部総務課
文書担当 梶田、津田
電 話（0568）85-6129
ファクシミリ（0568）83-9988

情報公開制度への手数料の導入について

1 情報公開制度の利用状況

平成 23 年度から平成 26 年度（10 月末現在）までの当市の情報公開制度を利用した請求者の内訳等は次のとおりである。情報公開制度は施行から 13 年が経過しており、情報公開制度は市民に浸透したと考えているが、ここ数年の請求者の動向をみると、請求者が一定の者に集中している傾向がある。

年度	個人		法人その他団体	
	請求者数	請求件数	請求団対数	請求件数
平成 23 年度	18 名	159 件	14 団体	34 件
平成 24 年度	19 名	149 件	10 団体	20 件
平成 25 年度	22 名	868 件	21 団体	28 件
平成 26 年度	11 名	1,023 件	13 団体	25 件

2 情報公開制度に要する人件費

平成 26 年度の請求件数は 10 月末現在、1,048 件であり、月平均にすると約 149 件の請求があることになる。11 月以降、毎月約 149 件の請求があると想定すると、今年度は 1,796 件の請求があると仮定される。1 件当たりの人件費を 9,500 円、事務従事時間が約 4.6 時間（11 月 19 日開催審査会資料より）とすると、今年度の情報公開事務に係る人件費及び事務従事時間は次のとおり試算される。なお、情報公開窓口である総務課文書担当が情報公開事務に従事した時間は、含めていない。

(1) 人件費 $9,500 \text{ 円/件} \times 1,796 \text{ 件} = 17,062,000 \text{ 円}$

(2) 事務従事時間 $4.6 \text{ 時間/件} \times 1,796 \text{ 件} = 8,261.6 \text{ 時間}$

人件費については年間約 1,700 万円の負担となる。また、事務従事時間については、1 日の通常勤務時間が 7.75 時間であることからすると、1 人の職員が情報公開に関する事務のみに従事したとして、約 1,066 日分となる。

3 他市等の状況

平成 20 年度以降に条例改正等を行い、手数料を徴収している和歌山県、横須賀市、尾張旭市及び渋谷区の状況は表 1 のとおりである。和歌山県及び横須賀市は、手数料制定後は請求件数が減少している。しかし、和歌山県は、同時期に建築基準法施行条例を改正し、情報公開請求で対応していた建築計画概要書を別対応としたこと、横須賀市は、同時期に情報提供の実施に関する要綱を制定し、情報公開請求によらずとも、積極的に情報を提供することとしたことが請求件数の減少の要因ともなっていることから、手数料制定だけが直接の原因とは言い難い。また、尾張旭市は、制定前後で請求件数の変化はなく、最近では、特定の法人や個人の請求件数が増加している。渋谷区は、昨年度よりも既に請求件数が増加している。渋谷区は、今年度から庁舎建替事業が始まっており、その関連文書の請求が多くなっている。

他市の動向としては、草加市が平成 22 年 4 月から制度を利用する者と利用しない者との費用負担の公平性を図る観点から、開示請求手数料及び開示実施手数料を導入している。また、東京都は平成 22 年度から 23 年度にかけて、情報公開・個人情報保護審議会において開示手数料について審議をしているが、廃止するという結論にはなっておらず、現在も引続き手数料を徴収している。

4 アメリカの情報公開における手数料制度

アメリカの情報公開制度は、連邦政府の保有する情報に関する「情報自由法 (The Freedom of Information Act 通称『FOIA』)」(合衆国法典第 5 編第 552 条) と、各州政府の保有する情報に関する各州情報自由法によって構成されている。FOIA は、開示請求をその性質によって 3 種類に類型化し、類型ごとに、検索・複写・審査の費用のうち合理的な標準的経費 (reasonable standard charges) を手数料として徴収している。また、手数料の減免については、手数料が少額にとどまる場合は徴収しない等の一般的理由による減免と、公益的開示請求に対する公益減免の制度が設けられている。具体的な手数料の金額等は、FOIA 及び行政管理予算庁「統一手数料表及びガイドライン」に従って、各行政機関が規定している。手数料制度の詳細及び具体例は

表 2 のとおりである。

5 手数料徴収案について

情報公開に関する手数料は開示請求手数料と開示実施手数料があり、開示請求手数料とは、開示請求を行う際に徴収するもの、開示実施手数料とは、開示が行われる場合のみに徴収されるものを言う。徴収方法としては次の 3 つが考えられる。

	開示請求手数料	開示実施手数料（※1）
現行	徴収しない	徴収しない（実費負担のみ）
案 1	徴収する	徴収する
案 2	徴収する	徴収しない（実費負担のみ）
案 3	徴収しない	徴収する

※1 開示実施手数料は現行の実費負担ではなく新たに負担を課すもの

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）は、案 1 の制度を採用している。開示請求手数料として、1 件につき 300 円を徴収し、開示実施手数料として、例えば開示文書 10 枚の写しの交付を受ける場合は 1 枚当たり 10 円（この場合は 10 円×10 枚＝100 円）を開示実施手数料として徴収する。ただし、開示実施手数料の額が 300 円に達するまでは無料としている。横須賀市及び尾張旭市も手数料額に相違はあるが、同様な方法を採用している。

東京都は、案 3 の制度を採用している。開示請求手数料は徴収しないが、開示実施手数料として、例えば開示文書 10 枚の写しの交付を受ける場合は、1 枚につき 10 円（1 件名につき 100 円を限度とする。）に写し 1 枚につき 20 円を加えて得た金額（この場合は 10 円×10 枚＋20 円×10 枚＝300 円）を開示実施手数料として徴収する。和歌山県も案 3 を採用している。

なお、案 2 を採用している自治体は、確認ができなかった。

上記の 3 つの案の手数料徴収のイメージを図で示すと表 3 のとおりとなる。

情報公開事務を、(1)請求（申出）受付、(2)開示決定（文書の探索・特定、

開示・不開示判断)、(3)開示準備(複写・墨塗り)及び(4)開示実施に分割した場合、案1は、(1)及び(2)を開示請求手数料として徴収し、(3)及び(4)を開示実施手数料として徴収するものである。案2は、(1)及び(2)を開示請求手数料として徴収し、(3)及び(4)については、徴収せず、実費負担とするものである。案3は、(1)及び(2)を行政側で負担することで、開示請求手数料を徴収しないが、(3)及び(4)を開示実施手数料として徴収するものである。

当市としては、情報公開制度を利用して受益を受ける者とそうでない者との行政コストに係る費用負担の公平性を図るために、手数料の導入が必要であると考えているところ、利用者の受益は主として公文書の開示を受けることであり、その行政コストは、(3)及び(4)に該当するので、制度の利用者には(3)及び(4)に係る開示実施手数料を負担してもらいたいと考える。また、開示請求手数料を徴収しない方式であれば、文書の存否や、不開示決定となることが容易に判別できない市民等にも、情報公開制度を躊躇せず利用してもらいたいと期待できる。よって、当市としては、開示実施手数料のみを徴収する案3を採用したいと考えている。

表 1

自治体名	手数料導入時期	手数料の内容	変更前後の請求件数	手数料制定の影響
和歌山県	平成 25 年度	実施手数料（閲覧） 40 枚までは、4 枚までごとに 10 円。40 枚を超えるときは 40 枚までごとに 100 円。	平成 24 年度 5,123 件 平成 25 年度 3,904 件	同時期に建築計画概要書の写しの交付を情報公開条例の対象から外した（建築基準法施行条例改正で対応）ため請求件数が減少。 特定人の閲覧請求が減った（写しの請求は変わっていない。）。
横須賀市	平成 20 年度	請求手数料 300 円/件 実施手数料 閲覧 100 枚ごとに 100 円 写しの交付 20 円/枚 ※実施手数料は請求手数料を超えたときに徴収	平成 19 年度 517 件 平成 20 年度 205 件	特定人の繰り返しの閲覧請求が減った。 平成 20 年度に「情報提供の実施に関する要綱」を施行し情報公開制度によらない情報公開を積極的に行っていることも請求件数減少の要因として考えられる。
尾張旭市	平成 21 年度	請求手数料 200 円/件 実施手数料（閲覧） 50 頁ごとに 100 円 ※実施手数料は請求手数料を超えたときに徴収	平成 20 年度 19 件 平成 21 年度 19 件	請求件数に変動はなく、最近は特定の法人や個人の請求件数が増加している（平成 25 年度 39 件）。
渋谷区	平成 26 年度	写しの交付 10 円/枚から 20 円/枚へ変更	平成 25 年度 128 件 平成 26 年度 130 件※ 1	請求件数は昨年度と比較して増えている。庁舎の建て替えがあるため、その関連文書の請求が増えている。

※ 1 平成 26 年 11 月 25 日現在

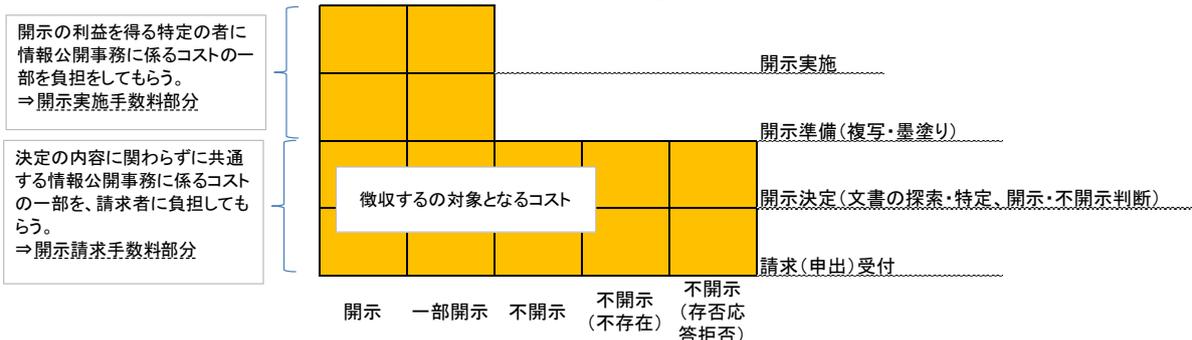
	FOIA、統一手数料表及びガイドライン	具体例
手数料の内容	<p><開示請求手数料> なし</p> <p><開示実施手数料></p> <p>(Ⅰ)商業的利用の場合 … 検索・複写・審査の費用</p> <p>(Ⅱ)教育機関・非営利の科学的機関、報道機関の代表による非商業的利用の場合 … 複写の費用</p> <p>(Ⅲ)それ以外の場合 … 検索・複写の費用</p> <p>※商業的利用か否かは、請求目的で判断される。不開示の場合も検索費用を徴収できる。</p>	<p>商務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検索費用 手作業 人件費（基本給）の116% コンピューター検索 直接費 ・複写費用 作業 人件費（基本給）の116% 紙媒体 1枚16セント その他の媒体 直接費 ・審査費用 人件費（基本給）の116%
手数料の減免	<p><一般的理由による減免></p> <p>(Ⅰ)手数料の徴収・処理費用が手数料と同額以上の場合、手数料を徴収しない。</p> <p>(Ⅱ)商業的利用の場合を除いて、最初の2時間の検索費用と最初の100頁の複写費用は徴収しない。</p> <p>※手数料回避の目的で故意に請求を分割した場合（30日以内に複数の請求等）は、請求を一体と見て手数料を徴収することができる。</p> <p><公益減免></p> <p>①情報の開示が政府の運営・活動に対する公益の理解に大きく寄与すると認められるため、公益に合致すること、②請求者の商業的利益を主たる目的とするものではないことのいずれも満たす場合は、手数料を減免する。</p>	<p>商務省 手数料の総額が20ドル以下であれば徴収しない。</p> <p>司法省 手数料の総額が14ドル以下であれば徴収しない。</p>

表 3



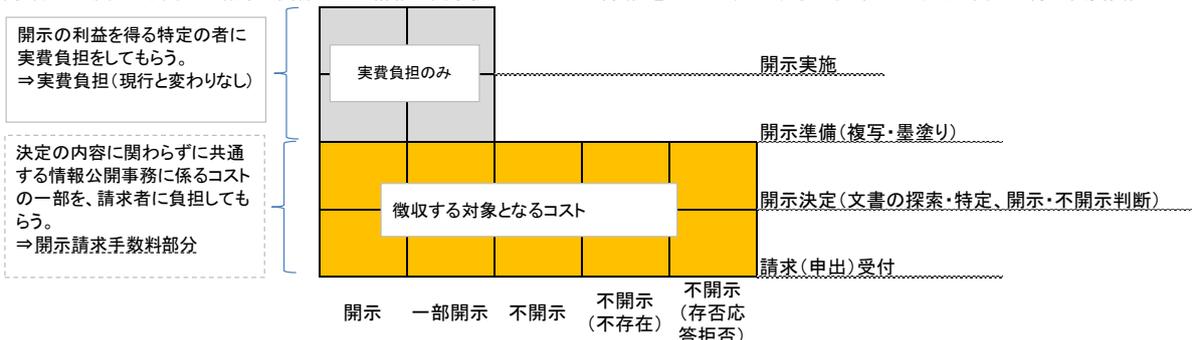
案1の考え方

請求者全て(開示・不開示の結果に関係なく)に情報公開事務のコストの一部負担をしてもらうという考え方



案2の考え方

請求者全て(開示・不開示の結果に関係なく)に情報公開事務のコストの一部負担をしてもらうという考え方(案1とは異なり開示の際は実費負担)



案3の考え方

開示(一部開示含む)をすることが請求者の利益を得ること(不開示決定で得る利益はない)と考え、実施手数料のみ徴収する。

